

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和3年11月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100597号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100113号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所における平成19年12月30日、平成21年12月30日、平成22年6月30日、平成23年6月30日、同年12月30日、平成24年6月30日及び平成26年12月25日の標準賞与額を33万円、平成22年12月30日の標準賞与額を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月30日、平成21年12月30日、平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日、平成24年6月30日及び平成26年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月30日、平成21年12月30日、平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日、平成24年6月30日及び平成26年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年6月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年6月  
⑥ 平成23年12月  
⑦ 平成24年6月  
⑧ 平成26年12月

A法人B事業所の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A法人B事業所から提出された請求者の平成19年分、平

成 21 年分、平成 22 年分、平成 23 年分、平成 24 年分及び平成 26 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに請求者から提出された平成 19 年 10 月分賞与、平成 21 年 12 月分賞与、平成 22 年 6 月分賞与、平成 23 年 6 月分賞与、同年 12 月分賞与、平成 24 年 6 月分賞与及び平成 26 年分賞与の給与支給明細書又は支給明細書（以下「支給明細書」という。）並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び支給明細書により、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、上記請求者の源泉徴収簿において、請求期間①から⑧までの賞与支給日は、平成 19 年 12 月 30 日、平成 21 年 12 月 30 日、平成 22 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 6 月 30 日及び平成 26 年 12 月 25 日と記載されているところ、A 法人 B 事業所の事務長は、当該期間に係る賞与は、当該源泉徴収簿に記載された支給日に現金で渡していたと思う旨陳述していることから、当該期間に係る賞与支給日は、源泉徴収簿記載の支給日とすることが妥当である。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成 19 年 12 月 30 日、平成 21 年 12 月 30 日、平成 22 年 6 月 30 日、平成 23 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 6 月 30 日及び平成 26 年 12 月 25 日は 33 万円、平成 22 年 12 月 30 日は 27 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 30 日、平成 21 年 12 月 30 日、平成 22 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 6 月 30 日及び平成 26 年 12 月 25 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 30 日、平成 21 年 12 月 30 日、平成 22 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 6 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 6 月 30 日及び平成 26 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100598号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100114号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所における平成19年12月30日の標準賞与額を31万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

A法人B事業所の請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A法人B事業所から提出された請求者の平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び給与支給明細書により、請求者は、同事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、上記源泉徴収簿において、請求期間の賞与支給日は、平成19年12月30日と記載されているところ、A法人B事業所の事務長は、当該期間に係る賞与は、当該源泉徴収簿に記載された支給日に現金で渡していたと思う旨陳述していることから、当該期間に係る賞与支給日は、源泉徴収簿記載の支給日とすることが妥当である。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び同僚の給与支給明細書により推認できる厚生年金保険料額から、31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月30日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100602号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100115号

## 第1 結論

1 請求者のA法人B事業所における平成22年6月30日、平成23年6月30日及び同年12月30日の標準賞与額を24万円、平成22年12月30日の標準賞与額を23万1,000円、平成24年6月30日の標準賞与額を25万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日及び平成24年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日及び平成24年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA法人B事業所における平成21年12月30日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成21年12月30日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月  
② 平成22年6月  
③ 平成22年12月  
④ 平成23年6月  
⑤ 平成23年12月  
⑥ 平成24年6月

A法人B事業所の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録がないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②から⑥までについて、A法人B事業所から提出された請求者の平成22年分、平成23年分及び平成24年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに同事業所の同僚の源泉徴収簿及び給与支給明細書又は支給明細書（以下「同僚の賞与資料」という。）により、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記請求者の源泉徴収簿において、請求期間②から⑥までの賞与支給日は、平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日及び平成24年6月30日と記載されているところ、A法人B事業所の事務長は、当該期間に係る賞与は、当該源泉徴収簿に記載された支給日に現金で渡していたと思う旨陳述していることから、当該期間に係る賞与支給日は、源泉徴収簿記載の支給日とすることが妥当である。

したがって、請求期間②から⑥までの標準賞与額については、上記請求者の源泉徴収簿及び同僚の賞与資料により推認できる厚生年金保険料額から、平成22年6月30日、平成23年6月30日、同年12月30日は24万円、平成22年12月30日は23万1,000円、平成24年6月30日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日及び平成24年6月30日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年6月30日、同年12月30日、平成23年6月30日、同年12月30日及び平成24年6月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、A法人B事業所から提出された請求者の平成21年分の源泉徴収簿において、請求者に5万円の標準賞与額に相当する賞与が平成21年12月30日に支給され、当該期間の賞与に係る社会保険料等の欄の金額には0円と記載されており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による標準賞与額の訂正は認められないものの、当該期間における標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100363 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100034 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 2 月までの請求期間及び昭和 58 年 5 月から昭和 59 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 2 月まで  
② 昭和 58 年 5 月から昭和 59 年 2 月まで

私は、大学在学中の昭和 54 年 3 月または 4 月頃に、A 市役所で国民年金の任意加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は、大学卒業 (昭和 55 年 3 月) までの一年間は、私の父が負担し、昭和 57 年 3 月に結婚するまでの期間は、私のアルバイト収入から、同市役所の窓口で納付書に現金を添えて納付した。

また、昭和 58 年 5 月に、夫の仕事に伴い転居した B 市 (現在は、C 市) の市役所で国民年金の手続を行い、請求期間②の国民年金保険料は、毎月納付の煩わしさや出産のため実家に帰省する予定があったことから、同市役所の窓口で、現金をまとめて納付したが、納付書を用いたか否かについては覚えていない。A 市役所で交付された年金手帳は、昭和 61 年に、B 市において、夫の勤務先の担当者が第 3 号被保険者の手続を行った際に返却されず、新しい年金手帳の交付を受け、それが現在所持している年金手帳である。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことが分かる資料は持っていないが、保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、大学在学中の昭和 54 年 3 月または 4 月頃に、A 市役所で国民年金の任意加入手続を行い、昭和 54 年 4 月から国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「国民年金番号」という。) は、請求者の年金手帳及び国民年金受付処理簿によると、D 社会保険事務所 (当時) より B 市に払い出された国民年金番号であり、請求者に係る B 市の国民年金被保険者カード (以下「被保険者カード」という。) 及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 59 年 3 月 22 日に任意加入によ

りB市において初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索により調査したものの、A市において請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、昭和 61 年にB市において、夫の勤務先の担当者が第 3 号被保険者の手続を行った際に、A 市役所で交付された年金手帳を提出したところ、担当者から返却されず、現在所持している新しい年金手帳の交付を受けた旨主張している。しかし、前述のとおり請求者が現在所持する年金手帳の国民年金番号は、被保険者カードによると、請求者が昭和 59 年 3 月 22 日に任意加入した際に払い出された番号である上、当該年金手帳には「初めて被保険者となった日」が同年 3 月 22 日と記載されており、再交付の記載もないことから、請求者が昭和 59 年 3 月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した際に交付された年金手帳であると推認できる。

加えて、請求期間①に係る昭和 54 年 4 月 1 日及び請求期間②に係る昭和 58 年 5 月 1 日それぞれの国民年金被保険者資格の取得については、平成 20 年 1 月 21 日に、遡って入力処理されていることが確認でき、当該入力処理が行われるまでは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされていたことから、制度上、保険料を納付することはできなかつた上、当該入力処理時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100369号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100035号

## 第1 結論

昭和61年4月から平成6年7月までの請求期間及び平成7年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月から平成6年7月まで  
② 平成7年9月

私は、勤務していた会社が厚生年金保険に加入していないことが分かったので、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続を行い、昭和61年からの未納分の国民年金保険料を市役所に納付しました。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、初めて国民年金の被保険者となった昭和61年4月1日に係る被保険者資格の入力処理が平成8年8月19日に行われており、請求者の国民年金の加入手続は、同年8月頃に初めて行われたと考えられることから、当該加入手続時点において、請求期間①のうち平成6年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求期間①及び請求期間②について、請求者は、納付時期及び納付額は記憶していないと陳述している。

加えて、請求期間②については、請求期間②直前の平成7年8月分は平成9年9月30日、請求期間②直後の平成7年10月分は平成9年11月7日に国民年金保険料が納付されていることが確認でき、いずれの納付時期も基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間②に係る過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。